

公 告

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦



下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 車両運行業務の部外委託
- (2) 運行区間 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和7年6月27日～令和8年3月29日
- (4) 契約方法 単価契約

2 入札日時 令和7年5月27日(火) 9時00分

3 入札方式 一般競争入札

4 入札場所 航空自衛隊新田原基地司令部庁舎1F入札室

5 参加資格

- (1) 令和7・8・9年度の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (3) 防衛省 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された単価に予定数量を乗じて計算した金額の合計(予定総価)額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金 入札保証金:免除、契約保証金:免除

8 契約書等作成の必要の有無 有

9 説明会 なし

10 契約条項を示す場所 航空自衛隊新田原基地会計隊契約班及び新田原基地ホームページ

11 適用する契約条項 航空自衛隊適用契約条項の関係条項による。

12 その他

- (1) 第5項の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された単価に予定数量を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。
- (3) 入札参加希望者は、下記連絡先まで一報の上、入札開始前までに資格審査結果通知書の写しを会計隊契約班に提出すること。(FAX可とする。)
- (4) 入札に代理人が参加する場合は、委任状(随意様式)を提出すること。
- (5) 郵便入札を可とする。その際は、入札日前日必着(土日祝日を除く。)とする。
- (6) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

〒889-1492 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581

航空自衛隊新田原基地 第5航空団会計隊契約班 担当: 緒方

TEL 0983-35-1121(内線)5738 FAX 0983-35-1805(直通)

市価調査書

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦 殿

令和 7 年 5 月 21 日

住所、会社名、代表者名

履 行 期 間	令和7年6月27日～令和8年3月29日	運 行 区 間		仕様書のとおり		
品 名(件名)	規 格	単位	予定数量	単 価	金 額	備 考
車両運行業務の部外委託	仕様書のとおり 翌日が休養日等である平日(金曜日等) 38日間×4回(1日あたり)	回	152			
車両運行業務の部外委託	仕様書のとおり 翌日が休養日等である休養日等(土曜日, 祝日) 74日間×4回(1日あたり)	回	296			
車両運行業務の部外委託	仕様書のとおり 翌日が平日である休養日等(日曜日, 祝日) 9日間×4回(1日あたり)	回	36			
車両運行業務の部外委託	仕様書のとおり 一ツ葉有料道路 通行料	回	484			
	以下余白					
二入杜(見積)金額	¥					

入 札 ~~(見積)~~ 書

貴通知・公告に対し、入札及び契約心得・契約条項等承知の上、上記のとおり提出します。

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦 殿

令和 7 年 5 月 27 日

住所、会社名、代表者名

履 行 期 間	令和7年6月27日～令和8年3月29日	運 行 区 間		仕様書のとおり		
品 名(件名)	規 格	単位	予定数量	単 価	金 額	備 考
車両運行業務の部外委託	仕様書のとおり 翌日が休養日等である平日(金曜日等) 38日間×4回(1日あたり)	回	152			
車両運行業務の部外委託	仕様書のとおり 翌日が休養日等である休養日等(土曜日、祝日) 74日間×4回(1日あたり)	回	296			
車両運行業務の部外委託	仕様書のとおり 翌日が平日である休養日等(日曜日、祝日) 9日間×4回(1日あたり)	回	36			
車両運行業務の部外委託	仕様書のとおり 一ツ葉有料道路 通行料	回	484			
	以下余白					
入札 (見積) 金額	¥					

委任状

令和7年5月27日

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦 殿

(委任者)
住 所

会 社 名

代 表 者

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

- | | |
|--------|-------------|
| 1 件名 | 車両運行業務の部外委託 |
| 2 運行区間 | 仕様書のとおり |

(代理人)
住 所

氏 名

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書 の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	車両運行業務の部外委託	5空団LPS-X00144	
		承認	令和 7 年 4 月 1 1 日
		作成	令和 7 年 4 月 1 日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部隊等名	第5航空団司令部人事部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊第5航空団（以下“官側”という。）が計画する、車両運行業務の部外委託について適用する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

- a) **車両** この仕様書に基づき、運行する車両をいう。
- b) **運行業務** この仕様書に基づく、又は、別途調整により確定した出発／到着時刻、出発／到着場所及び運行経路を基準として車両を運行し、所要の人員輸送を定期的に行うことをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) **仕様書**
C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書
- b) **法令等**
道路交通法（昭和35年法律第105号）
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省第44号）

分類番号：E-10-124

作成年度：2025年度

保存期間：5年

枚 数：2枚

保存期間満了時期：2031. 3. 31 開示判断：開示

件 名	車両運行業務の部外委託
-----	-------------

2 役務

2.1 役務の内容

契約相手方が差し出す車両による運行業務の実施

2.2 車両の規格

車両の座席数は、15程度以上（補助席を含む。）

2.3 車両運行業務計画

調達要領指定書による。

3 車両運行業務終了等の通知

3.1 契約の相手方は、日々の運行業務終了後、官側に、その旨を通知（電話又は電子メール可）するものとする。

3.2 契約相手方は、官側に、車両に乗車した人数を、翌月の最初の月曜日（その日が祝日の場合は、次の最初の平日）までに、日々ごと／便ごとにより通知（電子メール可）するものとする。

4 完了検査

契約の相手方からの日々の車両運行業務終了通知の、月ごとの官側の確認をもって完了とするものとする。

5 保全等

5.1 新田原基地の立ち入りに関しては、基地規則に従い入出門するものとする。

5.2 新田原基地に入門する際は、車両のドライブレコーダー機能の無効化処置（電源オフ、録画機能の停止、カメラの被覆、メディアの抜き出し等）を実施するものとする。

5.3 新田原基地内においては、秘密保全に関する規則に従うものとする。

6 その他

6.1 仕様書の疑義

契約の相手方は、本仕様書に疑義が生じた場合は、その内容について、監督官の範ちゅうに関する事項については監督官と、検査官の範ちゅうに関する事項については検査官と、その他の契約に関する事項については契約担当官とそれぞれ協議するものとする。

6.2 契約の相手方は、本委託事業を第3者に委託しないものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	人-1-2
	調達要求年月日	令和 7年 4月 23日
	作成部隊等名	第5航空団司令部人事部
	作成年月日	令和 7年 4月 1日
品名	車両運行業務の部外委託	
仕様書番号	5空団LPS-X00144	

2.3 車両運行業務計画

2.3.1 タイムテーブル（基準）

a) 翌日が休養日等※である平日（金曜日等）における出発時刻等

区分	出発時刻及び場所	到着時刻及び場所
往-1便	1025 新田原基地	1040 日向新富駅
	1045 日向新富駅	1125 イオンモール宮崎
	1130 イオンモール宮崎	1150 宮崎駅東口
往-2便	1755 新田原基地	1810 日向新富駅
	1815 日向新富駅	1855 イオンモール宮崎
	1900 イオンモール宮崎	1920 宮崎駅東口
復-1便	1750 宮崎駅東口	1810 イオンモール宮崎
	1815 イオンモール宮崎	1855 日向新富駅
	1900 日向新富駅	1915 新田原基地
復-2便	2030 宮崎駅東口	2050 イオンモール宮崎
	2055 イオンモール宮崎	2135 日向新富駅
	2140 日向新富駅	2155 新田原基地

※休養日等：土曜日、日曜日及び祝日をいう。（以下、同じ。）

分類番号：E-10-124

保存期間：5年

保存期間満了時期：2031. 3. 31

作成年度：2025年度

枚数：5枚

開示判断：開示

b) 翌日が休養日等※である休養日等※（土曜日，祝日）における出発時刻等

区分	出発時刻及び場所	到着時刻及び場所
往-1 便	1 0 2 5 新田原基地	1 0 4 0 日向新富駅
	1 0 4 5 日向新富駅	1 1 2 5 イオンモール宮崎
	1 1 3 0 イオンモール宮崎	1 1 5 0 宮崎駅東口
往-2 便	1 6 2 0 新田原基地	1 6 3 5 日向新富駅
	1 6 4 0 日向新富駅	1 7 2 0 イオンモール宮崎
	1 7 2 5 イオンモール宮崎	1 7 4 5 宮崎駅東口
復-1 便	1 7 5 0 宮崎駅東口	1 8 1 0 イオンモール宮崎
	1 8 1 5 イオンモール宮崎	1 8 5 5 日向新富駅
	1 9 0 0 日向新富駅	1 9 1 5 新田原基地
復-2 便	2 0 3 0 宮崎駅東口	2 0 5 0 イオンモール宮崎
	2 0 5 5 イオンモール宮崎	2 1 3 5 日向新富駅
	2 1 4 0 日向新富駅	2 1 5 5 新田原基地

c) 翌日が平日である休養日等※（日曜日，祝日）における出発時刻等

区分	出発時刻及び場所	到着時刻及び場所
往-1 便	1 0 2 5 新田原基地	1 0 4 0 日向新富駅
	1 0 4 5 日向新富駅	1 1 2 5 イオンモール宮崎
	1 1 3 0 イオンモール宮崎	1 1 5 0 宮崎駅東口
往-2 便	1 6 2 0 新田原基地	1 6 3 5 日向新富駅
	1 6 4 0 日向新富駅	1 7 2 0 イオンモール宮崎
	1 7 2 5 イオンモール宮崎	1 7 4 5 宮崎駅東口
復-1 便	1 7 5 0 宮崎駅東口	1 8 1 0 イオンモール宮崎
	1 8 1 5 イオンモール宮崎	1 8 5 5 日向新富駅
	1 9 0 0 日向新富駅	1 9 1 5 新田原基地
復-2 便	1 9 2 5 宮崎駅東口	1 9 4 5 イオンモール宮崎
	1 9 5 0 イオンモール宮崎	2 0 3 0 日向新富駅
	2 0 3 5 日向新富駅	2 0 5 0 新田原基地

2.3.2 運行経路（基準）

図 1 から図 3 のとおり。

なお，道路交通状況等により，契約の相手方は，適切な運行経路に変更できるものとし，じ後，官側に通知するものとする。

2.3.3 運行要領（基準）

- a) 本仕様書に基づき，定期運行する間においては，車内フロントガラス及びリアガラスの部外から見えやすい位置に，新田原基地，イオンモール宮崎，日向新富駅及び宮崎駅を運行する車両である旨の表示を行うものとする。
- b) 車両は，出発の 5 分前までに出発場所に到着し，乗車を希望する隊員を乗車させるものとする。その際，契約の相手方が差し出す当該車両の乗務員は，乗車を希望する隊員に身分証明書及び外出証又は休暇証の提示を要求し，その保有を確認できた隊員を乗車させるものとする。

2.3.4 その他

- a) 契約の相手方は、関連する法律を遵守しつつ、本仕様書に基づく契約を履行するものとする。
- b) 運行経路（往路/復路）（日向新富駅とイオンモール宮崎との間）において、一ツ葉有料道路（佐土原ＩＣと山崎ＩＣとの間）を利用するものとし、その際の通行料金は、契約の相手方の負担とするものとする。
- c) 車両の運行が不能に陥った場合は、契約の相手方の負担において、代替の車両を運行するものとする。
- d) 車両に起因する事故については、契約の相手方の負担において解決するものとする。
- e) 天候不良等により車両の運行に支障をきたす場合、又は災害により運行が中止となった場合のキャンセル料金は、発生しないものとする。
- f) この役務を履行するために必要な手続き及び経費負担は、契約の相手方が実施するものとする。
- g) 契約後、出発時刻及び場所、到着時刻及び場所、運行経路に関して、状況に応じて官側と契約の相手方と調整するものとする。

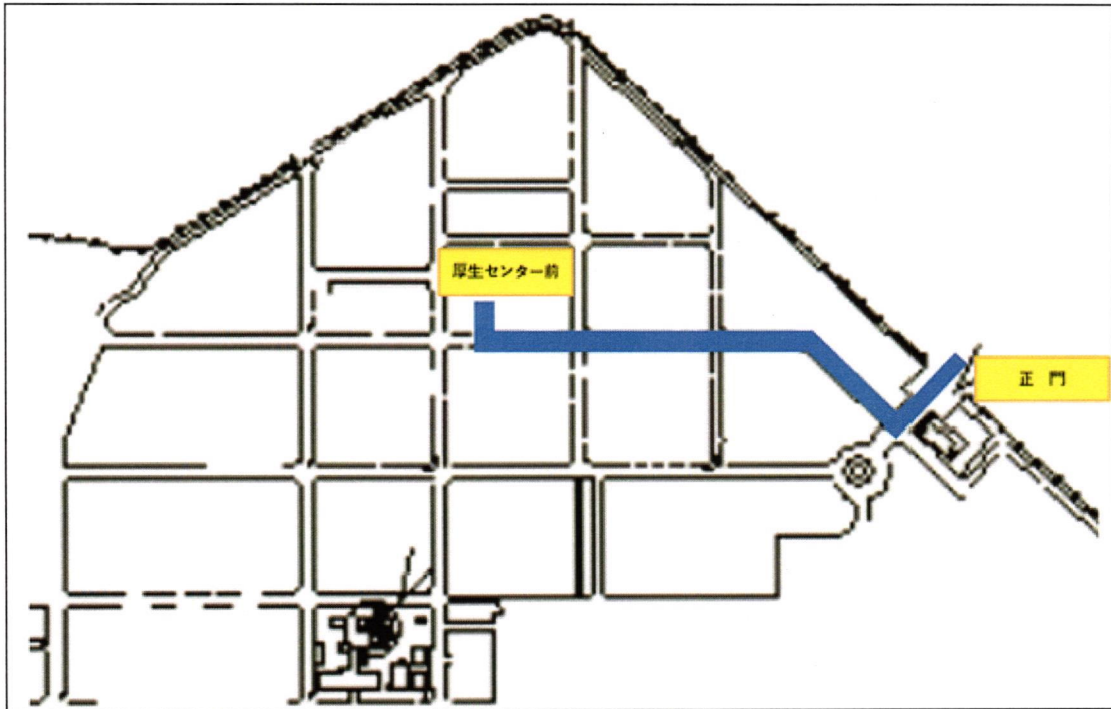
図 1 ー 運行経路（新田原基地発）



図 2 ー 運行経路（宮崎駅東口発）



図3－運行経路（新田原基地内）



運行スケジュール

6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

合計	3日
便数	12回

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

合計	13日
便数	52回

8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

合計	10日
便数	40回

9月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

合計	15日
便数	60回

10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

合計	14日
便数	56回

11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

合計	16日
便数	64回

12月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

合計	9日
便数	36回

1月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

合計	12日
便数	48回

2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

合計	15日
便数	60回

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

合計	14日
便数	56回

	翌日が休養日等である平日 (金曜日等)	翌日が休養日等である休養日 (土曜日・日曜日・祝日)	翌日が平日である休養日等 (日曜日・祝日)	運行予定日数	備考
合計	38日	74日	9日	121日	三が日等を除く。
	152回	296回	36回	484回	